

都市における冒険遊び場の役割に関する研究
-世田谷区・国分寺市・武蔵野市に着目して-
A Study on The Adventure Playground at Urban Area
-Focusing on Setagaya, Kokubunji, Musashino City-

○東原一樹¹,根上彰生²*Kazuki higashihara¹, Akio Negami²

Abstract: This research pays its attention to an adventure playground as one of the usage of the park which is a child's playground. And it aims at making the proposal used as a new aid of an adventure playground to a self-governing body and a resident organization. I investigate three cities in Setagaya which is a precedence example, Kokubunji which use private land, and Musashino by administration which it is therefore built top-down. And based on management and management, required elements, such as laws and regulations when using an adventure playground, a scale, and location, are proposed.

1. 研究の背景及び目的

都市の急速な開発行為に伴い、都市における子どもの遊び場が奪われていった。現代の禁止事項が多い公園では、純粋な子どもの遊びの欲求を満たすことができるものではない場所になってしまっており、さらに国土交通省によると公園利用者数も減少傾向にあり、公園自体を見直さねばならない状況にある。また子どもの遊びが多様化し、外で遊びまわるということは、今の子どもにとっては当たり前でなくなってしまう。そこで着目したいのが『冒険遊び場』である。

冒険遊び場とは通常の公園などと異なり、プレーリーダーなど子どもを見る管理者が常駐し、自由に何でもできる遊び場である。通常の公園の一部を利用している場合が多く、通常の公園よりも制限が少ないが、周辺に対する影響も大きく、管理上の問題もある。近年の様々な子どもの施策に基づいて、各自治体によっては遊び場の整備として、冒険遊び場を掲げており、注目を集めているが、常設している場所も少ないのが現状である。中には、予算等がつかずに実施できない自治体や自治体の理解が得られない住民団体も見られる。

そこで本研究は、現代の都市における子どもが自由に遊ぶことのできる場として『冒険遊び場』に着目する。冒険遊び場の運営・管理などをふまえ、冒険遊び場を利用する上での法規制、規模、立地などにおいての問題点や課題を抽出し、冒険遊び場をつくっていく上で必要な要素を提案する。今後新規に冒険遊び場をつくる団体や自治体への一助となることを目的とする。

2. 調査の概要

本研究では、文献調査・東京都の各自治体におけるヒアリング調査により、子どもの遊び・遊び場についての実態調査を行う。また冒険遊び場において異なる見解を持っている世田谷区、国分寺市、武蔵野市に着目し、各自治体と冒険遊び場を運営する NPO 法人に対して、ヒアリング調査・実地調査を行うこととする。

3. 運営・管理団体について

① 運営方法(Table1)

本研究の対象である世田谷区、国分寺市、武蔵野市における冒険遊び場は、いずれも NPO 法人が運営している。世田谷区、武蔵野市においては自治体の委託業務として、国分寺市は指定管理者制度を用いている。

Table1.The Outline of The Adventure Playground

自治体 (運営・管理団体)	名称	所在地	面積 (公園面積)	委託形態	土地権利関係	委託費	プレーリーダーの年収	冒険遊び場の法的な位置づけ	発足の経緯
世田谷区 (NPO 法人 プレーパークせたがや)	羽根木 プレーパーク	区立 羽根木公園内	3000 m ² (79651 m ²)	業務委託	区所有の土地 にある都市公園	29,550,000 円 (1ヶ所あたり 7,387,500 円)	約 200 万円	未決定 (遊戯施設、公園 施設、公園利用 の一つなどで検 討中)	住民 主体 + 自治体 事業
	世田谷 プレーパーク	区立世田谷公園内	1780 m ² (79000 m ²)						
	駒沢はらっぱ プレーパーク	区立 駒沢緑泉公園内	2959 m ² (14829 m ²)						
	烏山 プレーパーク	区立 烏山もぐら公園内	2664 m ² (4093 m ²)						
国分寺市 (NPO 法人 冒険遊び場の会)	国分寺 プレイステーション	国分寺市西元町 (民有地)	2145 m ²	指定管理 者制度	地主に無償で 土地借り	6,700,000 円	約 250 万円	社会教育施設	財団 法人
武蔵野市 (NPO 法人プレーパーク むさしの)	境冒険遊び場公園	市立 境冒険遊び場公園 内	1884 m ² (1884 m ²)	業務委託	市所有の土地 にある都市公園	9,560,620 円	約 300 万円	公園 利用方法の一つ	自治体 主体

1 : 日大理工・院(前)・不動産、Real Estate Science Major, Graduate School of Science and Technology, Nihon University

2 : 日大理工・教員・建築、Department of Architecture, College of Science and Technology, Nihon University

② 児童遊園(Table2)

本研究での児童遊園は、1948 年に制定された児童福祉法に基づくもので、冒険遊び場と言うプレーリーダーのような、子どもに遊びを指導する児童厚生員がいる公園のことを指す。しかし、東京都にある児童遊園の 99 ヶ所の中で、設立時から現在に児童厚生員が常駐している児童遊園は 1 ヶ所もなく、法律に準じておらず、自治体として見直しが必要である。

4. 自治体における問題点

① 場所の確保

冒険遊び場を行う上で最も大きな課題は、冒険遊び場の設置場所の確保である。近年は開発に伴い設けられた規模の小さな公園が乱立し、冒険遊び場を行うことができる公園の確保は容易ではないのである。冒険遊び場の規模として、日本冒険遊び場づくり協会によると 1500 m²以上 10000 m²以下としている。

世田谷区では 4 つ冒険遊び場のうち 3 つが 10000 m²以上の公園の一部利用(Table1)という形態をとっており、今後新設する際も大きい都市公園の一部利用を検討しているが、区立公園において適する公園が確保できないのが現状である。

国分寺市では現在、市が借りている民有地を冒険遊び場として利用している。周囲は高さ 1m ほどの柵で囲い、通常の公園のようにどこからでも誰でも入れる場所ではない。国分寺市としては新設する際は、公園などではない土地を考えている。

武蔵野市は、自治体として公園整備に注力しており、特色ある公園づくりを心がけている。冒険遊び場も公園利用の一つという位置づけで、自治体主導でつくられた数少ない事例であり、自治体による土地の確保が他よりも容易であったことは明確である。

他に自治体の事業としてではなく、都立の公園で行われている冒険間遊び場もある。東京都の公園緑地管理事務所によると、主催者に確固たる運営体制があり、自治体の子育て支援として明確である場合において、場所を提供のみ行うということである。

Table2.Children's Playground

自治体	総数	冒険遊び場の有無
東京都	99	56
港区	3	×
江東区	4	2
品川区	3	1
世田谷区	1	5
渋谷区	1	2
板橋区	5	×
足立区	2	1
江戸川区	6	3
八王子市	6	1
武蔵野市	-	1
青梅市	33	×
府中市	2	×
昭島市	17	×
東村山市	7	1
国分寺市	-	1
羽村市	4	×
西東京市	2	1
日の出町	2	×
大島町	1	×

② 委託費

委託費は自治体によって異なり、冒険遊び場ごとで考えると、武蔵野市は約 950 万円の委託費を支払っている。NPO における委託金のほとんどが、プレーリーダーの給与(人件費)となっている。そのため、各行政によりプレーリーダーの給与が異なり、世田谷区では年収約 200 万円、国分寺市では約 250 万、武蔵野市では約 300 万円となっており、場所によってばらつきがあるが、いずれも高水準とはいえない。NPO 法人は委託費の他に助成金、寄付などを受け運営されており、国分寺市の NPO 法人冒険遊び場の会は移動式冒険遊び場での活動が積極的で、そちらの委託金も受けている。

③ 冒険遊び場の認知度

世田谷区、国分寺市は積極的に移動式冒険遊び場活動を行い、また自治体も遊び場普及活動に努めている。住民の声として、新規の冒険遊び場を求める声も多く、ニーズが多い。しかし一方で、冒険遊び場事業に取り組んでいない自治体の公園・児童担当者は、認知していないという現状が見受けられた。冒険遊び場は次世代育成支援推進法の市町村または都道府県行動計画として、自治体ごとに記載されているだけである。各自治体でのみ行われているため、認知度に差がある。

5. まとめ

冒険遊び場を行う場所は 1500 m²以上の土地が必要であり、住宅と隣接していないことが望ましい。場所の確保を考えると、多く見られるような公園利用が最適だと考えられる。その際は、市区町村立の公園だけでなく、都道府県立の公園も視野に入れるべきで、また武蔵野市のように、万人のための公園ではなく、差別化された公園整備も視野に入れるべきである。

委託費に関してはプレーリーダーの年収水準を上げることにも考え、設定していくべきであると考えられ、法律の整備として、児童福祉法に基づく児童遊園と同様なものを冒険遊び場に対し設けることが可能ではないかと考える。また、近年公園管理に用いられている指定管理者制度を用いることも検討すべきである。現状、運営・管理・普及・支援活動が各自治体や団体の裁量に任されている点が普及の障害となっており、不明確な点が多い。

6. 参考文献

- [1] NPO 法人日本冒険遊び場づくり協会：「はじめよう！パートナーシップで冒険遊び場づくり」,pp25,2004
 [2] 梶木典子：「自治体事業としての冒険遊び場づくりの取組実態とその経年変化」日本建築学会大会学術講演梗概集, 2008